

「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」の募集

特定外来生物「セイヨウオオマルハナバチ」による道内の生態系への悪影響が懸念されています。

このため、道では、貴重な生態系を守るため、防除活動を展開しています。

この活動にボランティアとして協力していただける方を「セイヨウオオマルハナバチバスターズ」として募集していますので、参加してみませんか？



背景

- 1990年代にヨーロッパなどから輸入されたセイヨウオオマルハナバチは、トマトなどのハウス栽培で受粉作業の省力化や農作物の品質向上のために貢献してきましたが、一部の個体が野外に逃げ出し、野生化しています。

※ 野生化した個体により懸念される生態系への悪影響

- ・ 餌の競合などによる在来マルハナバチの駆逐
- ・ 在来種のマルハナバチに花粉の媒介を依存する在来植物の健全な繁殖の阻害など

- しかし、既に野生化したセイヨウオオマルハナバチの生息地が全道各地に拡大し、在来種のマルハナバチを減少させるなど、本道の生態系への悪影響が懸念されています。

※ 道内で目撃または捕獲の情報がある市町村数（累計）：132市町村（令和6年3月現在）



防除活動

- 平成18年9月、新たな野生化や生息域の拡大を防止するため、セイヨウオオマルハナバチは、外来生物法に基づく「**特定外来生物**」に指定されました。
- 道では、平成18年からセイヨウオオマルハナバチに対する対策を進め、平成19年5月に外来生物法に基づく「防除実施計画」を作成し、防除活動に取り組むこととしました。
- この活動には、市町村や農協職員などのほか、外来種問題に関心のある一般道民にも広く呼びかけ、ボランティアとして参加できる方を「**セイヨウオオマルハナバチバスターズ**」として募集しています。
- 詳しくは、お近くの（総合）振興局にお問い合わせください（裏面をご覧ください）。
 - ※ バスターズ活動の研修資料・報告様式などは、道ホームページから利用できます。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/seiyo/basutazu.html>
- このバスターズに参加する方には、①「**防除従事者証**」の発行、②捕獲活動を行う際には「**腕章**」の貸出しを行うので、法律に基づく適切な活動であることを対外的に示します。

貸し出す腕章の図柄【白いおしりをつかまえろ！】

セイヨウ
オオマルハナバチ
バスターズ



北海道

捕獲方法などは、動画で分かりやすく紹介しております！
スマホなどにより、読み込むと視聴できます。



※ 新しい腕章

- バスターズ申込みの受付は、各（総合）振興局単位に行っています。

<お問い合わせ先> （総合）振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係

連絡先（直通）一覧

空知総合振興局	0126-20-0043
石狩振興局	011-204-5824
後志総合振興局	0136-23-1354
胆振総合振興局	0143-24-9577
日高振興局	0146-22-9254
渡島総合振興局	0138-47-9439
檜山振興局	0139-52-6494
上川総合振興局	0166-46-5922
留萌振興局	0164-42-8436
宗谷総合振興局	0162-33-2922
林-ツ総合振興局	0152-41-0630
十勝総合振興局	0155-26-9028
釧路総合振興局	0154-43-9154
根室振興局	0153-23-6823

セイヨウオオマルハナバチについて

- セイヨウオオマルハナバチは、黒と黄色の縞模様で、最大の特徴は **お尻が真っ白** ここに注目すると在来種のハチと見分けることができます。

セイヨウオオマルハナバチの模様



〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部 自然環境局 自然環境課 企画調整係
TEL : 011-204-5203 FAX : 011-232-6790
E-mail : kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp